平成２５年（フ）第２３２９号
愛知県尾張旭市北原山町鳴湫1726番地１
パークシティ三郷壱番館1301号
債務者　奥田　幸一
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小泉　　友
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５４号
名古屋市中区千代田３丁目４番８号　ベルハイム鶴舞401、住民票上の住所名古屋市北区山田４丁目15番27号　市営山田北荘721号
債務者　六浦　啓裕
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田奈津子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２号
堺市堺区一条通17番10―401号、前住所堺市東区日置荘北町１丁１番２号
債務者　ダイチ住宅こと　坂東　文夫
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５９７号
埼玉県草加市旭町１丁目４番７号　ディライトフル203号、破産手続申立時の住所埼玉県草加市八幡町766番地　ラナンキュラス203号、旧住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区８棟306号
債務者　木ノ下輝男
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小池　智康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６号
埼玉県春日部市塚崎150番地３
債務者　渡部　義昭
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山越　　悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
広島県庄原市西城町中野1288―１、前住所広島県庄原市三日市町675番地２
債務者　上岡　孝洋
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝手　康史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３０号
広島県三次市君田町東入君332番地１　市営中塚ハイム９―１、前住所広島県三次市君田町茂田243番地
債務者　山脇　健壮
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　剛志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１１号
沖縄県那覇市古島２丁目２番地14
債務者　平良　　勉
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　當真　良明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２１４号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽1041番地１
債務者　野口　　宏
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
埼玉県春日部市中央７丁目９番地７　エミネントⅡ―102
債務者　福山　直美（旧姓木下）
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内藤　貴幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２５８号
名古屋市中川区法華２丁目37番地　アメニティハイム202号、従前の住所名古屋市中川区高畑２丁目15番地　高興ビル
債務者　金彩花こと　ＫＩＭ　ＣＨＵＮＮＹＥＯ　金　　春女
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀西　良美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月１日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３号
宮崎市吉村町上西中甲1384番地１　フォーリストＴ・H103号
債務者　浜中真一郎
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹田　雄介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８６号
茨城県取手市小文間5152番地１、前住所茨城県取手市小文間5143番地
債務者　齋藤美和子
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９２号
茨城県水戸市元吉田町2121、住民票上の住所茨城県水戸市見川４丁目488番地の４
債務者　大関　伸一
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿久津正晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１９２号
大阪府吹田市佐井寺３丁目12番36―405号
債務者　深見　圭一
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　　亘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１９号
三重県桑名市陽だまりの丘４丁目306番地
債務者　立石　一茂
１　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係